



# 鳥取県公報

平成15年 3月31日(月)  
号外第52号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

人委規則	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(9)(給与課).....	1
	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(10)( ).....	3
	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(11)( ).....	4
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(12)( ).....	4

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
機 関	職 員	機 関	職 員
略		略	
	部長 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 行政監察監 課長 室長 (消防課消防防災情報室の室長を除く。) 参事 秘書 医長 課長補 佐 室長補佐 主幹(職員課の主幹		部長 理事監 防災監 次長 参事 監 局長 行政監察監 課長 室長 (消防課消防防災情報室の室長を除く。) 参事 秘書 医長 課長補 佐 室長補佐 主任監察員 財政課

知  
事

の  
事

務  
部

局

略

教  
育  
委  
員  
会  
事  
務  
局

本 庁

に限る。) 財政課主計員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹(職員課の副主幹に限る。) 監察員 職員課人事担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課育成・評価担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課行政組織担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。) 職員課給与担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)

略	
皆成学園	園長 次長
略	
鳥取療育園	園長 次長
中部療育園	園長 次長
略	
産業技術センター	センター長 次長 総務課長
略	
家畜保健衛生所	所長 病性鑑定室長
略	
水産試験場	場長 総務課長 船長
栽培漁業センター	所長 総務課長 船長
略	

本 庁

教育長 次長 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長 補佐 室長補佐 教育総務課人事文書係長 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課給与係長 小中学校課管理係長 高等学校課学事奨学係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室 室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課人事文書係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課給与係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課管理係員(人事関係の企画

知  
事

の  
事

務  
部

局

略

教  
育  
委  
員  
会  
事  
務  
局

本 庁

主計員 管財課管理係長 職員課人事係長 職員課給与係長 監察員 職員課行政管理係長 副主幹(職員課福利厚生室の副主幹に限る。) 水産課取締船長 職員課人事係員(企画に関する事務を行う係員に限る。) 職員課給与係員(企画に関する事務を行う係員に限る。) 職員課行政管理係員(企画に関する事務を行う係員に限る。)

略	
皆成学園	園長 次長
積善学園	園長 次長
略	
鳥取療育園	園長 次長
略	
産業技術センター	所長 次長 総務課長
略	
家畜保健衛生所	所長 病性鑑定室長
大山農地開発局	局長
略	
水産試験場	場長 次長 総務課長 栽培漁業部長 船長
略	

本 庁

教育長 次長 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長 補佐 室長補佐 総務福利課人事文書係長 総務福利課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課給与係長 小中学校課管理係長 高等学校課学事奨学係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室 室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 総務福利課人事文書係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 総務福利課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課給与係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課管理係員(人事関係の企画

事 務 部 局 等		に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課障害児教育室室員(人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課学事奨学係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 高等学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)
	教育事務所	所長 次長 学事係長 学事係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)
教 育 機 関	略	
	博物館	館長 副館長 管理課長
	略	
	高等学校	校長 教頭 舎監長 事務長 船長
	略	
略		
備考 略		

事 務 部 局 等		に関する事務を行う係員に限る。) 小中学校課障害児教育室室員(人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。) 高等学校課学事奨学係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 高等学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)
	教育事務所	所長 学事係長 学事係係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。)
教 育 機 関	略	
	博物館	館長 次長 管理課長
	略	
	高等学校	校長 教頭 舎監長 事務長 船長
	幼稚園	園長 教頭
略		
備考 略		

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第10号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>( 路程の計算 )</p> <p>第 9 条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。</p> <p>( 1 ) 及び ( 2 ) 略</p> <p>( 3 ) 陸路 県内については実際の路程、県外については日本郵政公社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程(公用の自動車による旅行又は第14条の規定が適用される旅行(以下「公用車等による旅行」という。))の場合は、人事委員会が別に定める路程)</p> <p>2 ~ 6 略</p>	<p>( 路程の計算 )</p> <p>第 9 条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行うものとする。</p> <p>( 1 ) 及び ( 2 ) 略</p> <p>( 3 ) 陸路 県内については実際の路程、県外については郵政事業庁の調べに係る郵便線路図に掲げる路程(公用の自動車による旅行又は第14条の規定が適用される旅行(以下「公用車等による旅行」という。))の場合は、人事委員会が別に定める路程)</p> <p>2 ~ 6 略</p>

## 附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

## 鳥取県人事委員会規則第11号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
公 署	所 在 地	級別区分	公 署	所 在 地	級別区分
略			略		
黒坂警察署日南町 印賀警察官駐在所	<u>日野郡日南町印賀</u> <u>1196番地</u>	1 級	黒坂警察署日南町 印賀警察官駐在所	<u>日野郡日南町印賀</u> <u>1213番地の3</u>	1 級

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

## 鳥取県人事委員会規則第12号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
（教育職員） 第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。	（教育職員） 第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長（ <u>園長を含む。</u> ）教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎

(義務教育等教員特別手当の月額)

第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)~(5) 略

指導員とする。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)~(5) 略

(6) 前条に規定する職員で幼稚園に勤務するもの  
その者の属する職務の級及びその者の受ける号級に対応する別表第1に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

#### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

